

福井市春山小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月9日 改定

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

ーいじめ防止対策推進法よりー

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育
 - ほめて伸ばす教育
児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。
 - 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。
 - 体験活動の推進
集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。
 - 道徳教育の推進
道徳教育を中心として発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修で取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。いじめの防止等のための取組に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○特別な配慮が必要な児童に対する支援

以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行います。

① 発達障害等の障害のある児童

② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

④ 東日本大震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○いじめアンケートの活用

児童が日々の生活を振り返るためのいじめアンケートを毎月行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

定期的な生活ふり返りアンケート実施によるいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげます。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、小学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

・いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3ヶ月を目安）を経過していること

・被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に確認します。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。

・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。

・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめの状況等に関する報告票をもとに、いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 管理職、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、
小学校カウンセラー等

(活動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 管理職、生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、人権担当、教務、小学校カウンセラー等

(活動)

- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・個別面談による情報収集
- ・継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・小学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

(3) 組織図

いじめ防止対策委員会（常設） 春山小学校

いじめの情報

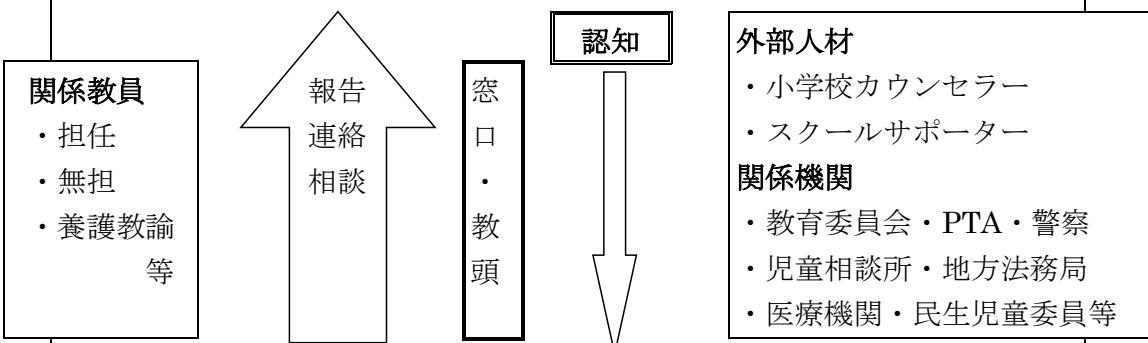
校長

教頭

連絡：教職員等

生徒指導主事・教育相談担当者・養護教諭・人権担当・（教務）
小学校カウンセラー等

- 学校基本方針に基づく取組の実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・関係のある児童への事実関係の聴取
 - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班の立ち上げ



いじめ対応サポート班（特設）

生徒指導主事

担任・教育相談担当・養護教諭

人権担当・（教務）・小学校カウンセラー等

- いじめ防止対策委員会の指導方針や指導方法を共有
- 事実確認作業
- 関係児童への対応
- 関係保護者への対応
- 関係機関との連携（＊必要に応じて警察への協力要請）
- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

5 いじめ防止対策の年間行動計画

【4月～6月】

	教員の動き等	児童の活動等						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
4 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ防止対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 PTA 総会 ・基本方針の公表 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 校内研修会 ・道徳教育計画 ・人権教育計画 ・読書指導計画 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解 </div>							
		縦割り活動（計画・遊び・清掃） ・思いやりと信頼 ・自主的な企画・運営 ・絆づくり 自己チェック「自分の心を見つめてみよう」						
5 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ防止対策委員会 ・月末の自己チェックをもとに、次月初めに状況把握 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解 </div>							
		教育相談週間 ・「生活ふりかえり調査」の実施 ・個人面談 ソーシャルスキルトレーニング						
		校外 学習	校外 学習			校外 学習	校外 学習	
						カウンセ リング	カウンセ リング	
		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」						
6 月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解 </div>							
		縦割り活動（遊び・清掃） ・絆づくり・リーダー性 カウンセラー観察						
				福祉学習 ・点字 ・車椅子体験 ・アイマスク体験		宿泊学習 ・体験・絆		
				校外 学習		カウンセ リング	カウンセ リング	
		いじめ予防授業						
		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」						

【7月～9月】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導						
	保護者会 ・情報や意見収集	情報モラル講習会					
	子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解	学校評価アンケート調査（取組評価アンケート①を含む）					
8 月	明道中学校区研修会	縦割り活動（遊び・清掃）・企画運営・絆づくり・リーダー性					
		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
9 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握	自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
	子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解	縦割り活動（遊び・清掃）・絆づくり・リーダー性					
		秋季校内体育大会　・企画運営　・絆づくり・リーダー性					
		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
		左内塾との交流 ・左内先生を学ぶ					
		カウンセリング					
		男女共同参画出前授業					

【10月～12月】

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握 ・秋季休業前指導	縦割り活動（遊び・清掃）・絆づくり・リーダー性					
	子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解	カウンセリング					
11 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握	自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
	子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解	縦割り活動（遊び・清掃）・絆づくり・リーダー性					
12 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握 ・冬季休業前指導	カウンセリング					
	保護者会 ・情報や意見収集	児童理解週間　・「生活ふりかえり調査」の実施　・個人面談					
	子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解	教育相談週間　・課題を抱えている子との相談					
	校外学習	校外学習	校外学習	校外学習	校外学習	修学旅行 ・体験 ・絆	
		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
		縦割り活動（遊び・清掃）・絆づくり・リーダー性					
		校外学習					
		人権学習　《人権週間》					
		学校評価アンケート調査（取組評価アンケート②を含む）					
		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
		薬物乱用禁止教室					

【1月～3月】

	教員の動き等	児童の活動等						
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
1 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握 ・学校評価の実施	縦割り活動（遊び・清掃）・絆づくり・リーダー性						
	子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解	ミニスキルトレーニング						
		なわとび大会　・粘り強さ　・数えあい						
		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」						
2 月	いじめ防止対策委員会 ・定期的に状況把握 ・学校評価アンケート結果分析をもとに振り返り	わくわく交流デー ・体験・絆	縦割り活動（6年生を送る会・清掃）・絆づくり・企画運営・感謝					
	幼保小中連絡会 ・情報収集		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
	子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
			自己チェック「自分の心を見つめてみよう」					
3 月	いじめ防止対策委員会 ・年度末の振り返り ・新年度に向けて計画の見直し 春季休業前指導	縦割り活動（清掃）・絆づくり・企画運営・感謝						
	子どもミーティング ・児童の状況把握、共通理解	自己チェック「自分の心を見つめてみよう」						
		自己チェック「自分の心を見つめてみよう」						